○那覇市公衆浴場法施行細則

平成24年12月28日

規則第62号

(趣旨)

第1条　[この規則](http://www1.g-reiki.net/naha/reiki_honbun/q902RG00001105.html#l000000000)は、公衆浴場法(昭和23年法律第139号。以下「法」という。)の施行に関し、公衆浴場法施行規則(昭和23年厚生省令第27号。以下「省令」という。)及び[那覇市公衆浴場法施行条例(平成24年那覇市条例第63号。以下「条例」という。)](http://www1.g-reiki.net/naha/reiki_honbun/q902RG00001086.html)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(営業許可の申請)

第2条　法第2条第1項の規定による許可を受けようとする者は、公衆浴場営業許可申請書([第1号様式](http://www1.g-reiki.net/naha/reiki_honbun/q902RG00001105.html#e000000213))に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。

(営業許可証等)

第3条　保健所長は、法第2条第1項の規定により許可をしたときは、公衆浴場営業許可証([第2号様式](http://www1.g-reiki.net/naha/reiki_honbun/q902RG00001105.html#e000000219))を交付するものとする。

2　法第2条第2項の規定により許可を与えないときは、公衆浴場営業不許可通知書([第3号様式](http://www1.g-reiki.net/naha/reiki_honbun/q902RG00001105.html#e000000225))により通知するものとする。

(営業開始届出)

第4条　営業者は、法第2条第1項の規定により許可を受けた後、営業を開始しようとするときは、公衆浴場営業開始届([第4号様式](http://www1.g-reiki.net/naha/reiki_honbun/q902RG00001105.html#e000000231))に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。

(地位の承継の届出)

第5条　省令第2条第1項の規定による届出は、公衆浴場営業者地位承継(相続)届([第5号様式](http://www1.g-reiki.net/naha/reiki_honbun/q902RG00001105.html#e000000237))により行わなければならない。

2　省令第2条第2項第2号の同意書は、公衆浴場相続同意書([第6号様式](http://www1.g-reiki.net/naha/reiki_honbun/q902RG00001105.html#e000000243))とする。

3　省令第3条第1項又は省令第3条の2第1項の規定による届出は、公衆浴場営業者地位承継(合併・分割)届([第7号様式](http://www1.g-reiki.net/naha/reiki_honbun/q902RG00001105.html#e000000249))に必要な書類を添えて行わなければならない。

(変更、停止又は廃止の届出)

第6条　省令第4条の規定による届出は、変更の場合は公衆浴場営業許可申請・承継届出事項変更届([第8号様式](http://www1.g-reiki.net/naha/reiki_honbun/q902RG00001105.html#e000000255))、営業の全部若しくは一部の停止又は廃止の場合は公衆浴場営業停止・廃止届([第9号様式](http://www1.g-reiki.net/naha/reiki_honbun/q902RG00001105.html#e000000261))に必要な書類を添えて行わなければならない。

(水質の基準)

第7条　[条例別表第1](http://www1.g-reiki.net/naha/reiki_honbun/q902RG00001086.html?id=b1)第1項第9号の規則で定める基準並びに[条例別表第2](http://www1.g-reiki.net/naha/reiki_honbun/q902RG00001086.html?id=b2)第1項第9号の規則で定める基準のうち原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水に関する基準は、[次の表](http://www1.g-reiki.net/naha/reiki_honbun/q902RG00001105.html#e000000084)の左欄に掲げる事項につき[同表](http://www1.g-reiki.net/naha/reiki_honbun/q902RG00001105.html#e000000084)の中欄に掲げる方法によって行う検査において、[同表](http://www1.g-reiki.net/naha/reiki_honbun/q902RG00001105.html#e000000084)の右欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと保健所長が認めるときは、[同表](http://www1.g-reiki.net/naha/reiki_honbun/q902RG00001105.html#e000000084)の1の項から4の項までの基準の一部又は全部を適用しないことができる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事項 | 検査方法 | 基準 |
| 1　色度 | 比色法又は透過光測定法 | 5度以下であること。 |
| 2　濁度 | 比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法 | 2度以下であること。 |
| 3　水素イオン濃度 | ガラス電極法又は比色法 | 5.8以上8.6以下であること。 |
| 4　有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) | 滴定法 | 1リットル中10ミリグラム以下であること。 |
| 5　大腸菌群 | 乳糖ブイヨン―ブリリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法 | 50ミリリットル中に検出されないこと。 |
| 6　レジオネラ属菌 | 冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法 | 検出されないこと(100ミリリットル中10cfu未満)。 |

2　[条例別表第2](http://www1.g-reiki.net/naha/reiki_honbun/q902RG00001086.html?id=b2)第1項第9号の規則で定める基準のうち浴槽水に関する基準は、[次の表](http://www1.g-reiki.net/naha/reiki_honbun/q902RG00001105.html#e000000148)の左欄に掲げる事項につき[同表](http://www1.g-reiki.net/naha/reiki_honbun/q902RG00001105.html#e000000148)の中欄に掲げる方法によって行う検査において、[同表](http://www1.g-reiki.net/naha/reiki_honbun/q902RG00001105.html#e000000148)の右欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと保健所長が認めるときは、[同表](http://www1.g-reiki.net/naha/reiki_honbun/q902RG00001105.html#e000000148)の1の項及び2の項の基準のいずれか又は両方を適用しないことができる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事項 | 検査方法 | 基準 |
| 1　濁度 | 比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法 | 5度以下であること。 |
| 2　有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) | 滴定法 | 1リットル中25ミリグラム以下であること。 |
| 3　大腸菌群 | 下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省令・建設省令第1号)第6条に規定する方法 | 1ミリリットル中に1個以下であること。 |
| 4　レジオネラ属菌 | 冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法 | 検出されないこと(100ミリリットル中10cfu未満)。 |

(補足)

第8条　[この規則](http://www1.g-reiki.net/naha/reiki_honbun/q902RG00001105.html#l000000000)に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。